○農林水産省告示第千二百三十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

1　農機具の種類	型式名、合格番号及び依頼者の名称		
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタ　KSQ245	209008	株式会社　クボタ
〃	クボタ　KSQ345	209009	〃
〃	クボタ　KSQ345D	209010	〃
〃	クボタ　KSQ415	209011	〃
〃	クボタ　KSQ415PC	209012	〃
〃	クボタ　KSQ505PC	209013	〃
〃	クボタ　KSQ555	209014	〃
〃	クボタ　KSF25	209015	〃
〃	クボタ　KSF27	209016	〃
〃	クボタ　KSF33	209017	〃
〃	クボタ　KSF41	209018	〃
〃	クボタ　KSF50	209019	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字小川字金石ケ鳥屋一一九六の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字大**坪**字児墓三の三、一四の六、一六の一、一六の三から一六の八まで、一七の一から一七の三まで、一九、二〇の一、二一の一、二一の二、二二の一、二二の二、二三、二四の一、二四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県田村郡小野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小野町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字中山字雷荷場甲七六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市辻字弥十郎ヶ嶽二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市水口町高山字大谷九二三、九三三、高島市拝戸字蛇川一三五六の一、愛知郡愛荘町岩倉字軽野六〇一、六〇三の一、六一二、六一二の一、六一三、字東平六三二の一、六三二の二、六三二の七、六三五の一、字水無六三九、六四〇、六四二、字堤谷六四三から六四八まで、字粟ヶ谷六四九から六五四まで、字了玄谷六五五、六五七から六六〇まで、六六九、六七〇の一、六七一、六七六、字堺谷六八一から六八四まで、六八八、六九五から六九七まで、七〇一の一、七〇二の一、七〇三、字笹葉谷七〇四の一、七〇四の三、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇七、七〇七の一、七〇七の二、七〇八の一、七〇八の二、七〇九の一、七〇九の三、七一〇の一、七一一の一、七一三、七一三の二、七一四、七一七、七一八、七一九の一、七二〇の一、七二一の一、七二三から七二五まで、七二八の一、蒲生郡日野町大字西明寺字草木谷九八三